

特別養護老人ホーム梅が丘重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(仙台市指定第0495500233号)

当施設は契約者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入居は、原則として「要介護3」以上の認定を受けた方が対象となります。また、要介護1又は2の認定を受けた方でも、保険者から特例入所の該当と認められた場合は入居が可能です。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 仙台白百合会 |
| (2) 法人所在地 | 仙台市泉区本田町 20 番 15 号 |
| (3) 電話番号 | 022-218-3008 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 菅 原 節 雄 |
| (5) 設立年月 | 平成14年 10月 9日 |

2. ご利用施設

- | | |
|----------------|---|
| (1) 施設の種類 | 地域密着型介護老人福祉施設・平成25年 7月1日指定
仙台市指定第0495500233号 |
| (2) 施設の目的 | 指定地域密着型介護老人福祉施設は、介護保険法に従い、ご契約者（入居者）が、その有する能力に応じて可能な限り自律した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室及び共有施設等をご利用いただき、地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供します。
この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。 |
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム 梅が丘 |
| (4) 施設の所在地 | 仙台市泉区本田町20番8号 |
| (5) 電話番号 | 022-218-3044 |
| (6) 施設長（管理者）氏名 | 館長 菅原 信 |

(7) 当施設の運営方針

- ① 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて、入居者が相互に社会的関係を構築し、自律的な日常生活を営むことができるよう援助することを目指します。
- ② 施設は、ユニットケアの特性を十分に生かして入居者の意思及び人格を尊重し、入居者の立場に立って地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供に努めます。
- ③ 施設は、地域や家庭との結びつきを重視するとともに、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(8) 開設年月日 平成25年 7月 1日

(9) 入居定員 29名

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。当施設は、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設であり、入居される居室は、すべてお1人部屋です。

契約者の慣れ親しまれた家具等の持込も可能です。ただし、契約者の心身の状況や居室の空き状況により、居室の移動をする場合がございます。その際には、事前にご相談させていただきます。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	全29室	洗面台、車椅子用トイレ完備
共同生活室	ユニット1室	各ユニット、冷房設備完備
浴室	5室	各ユニットに個浴1室完備、機械浴1室

※上記は、厚生労働省が定める基準により、地域密着型介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備等です。

☆当施設は、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設であり全居室個室であります。

☆居室の変更 契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆施設全体に関する事項 施設内全室、冷暖房設備完備、各居室等に冬期加湿器を設置いたします。

☆居室に関する特記事項 トイレの場所 各居室に設置してあります。

洗面の場所 各居室に設置してあります。

契約者の状態に応じて、ポータブルトイレ、介助バー、エアーマットもご用意いたします。

4. 職員の配置状況

当施設では、契約者に対して地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人数
1. 館長（管理者）	1名(兼務)
2. 副館長	1名(兼務)
3. 生活相談員	2名(兼務)
4. 看護職員	3名以上 (内2名以上パート職員)
5. 介護支援専門員	2名(兼務)
6. 医師	1名(嘱託)
7. 管理栄養士	1名(兼務)
8. 介護職員	15名以上 (内3名パート職員)
9. 事務員	1名(兼務)
10. 洗濯員	2名
11. 清掃員	2名(内1名兼務)
12. 宿直員	3名(兼務)
述べ人数	34名以上

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	内科 医療法人社団 希星会 星内科小児科医院 医師 星 宏紀 毎週水曜日 13:30～ 歯科 一般社団法人仙台歯科医師会 在宅訪問・障害者・休日夜間歯科診療所 毎月2回 木曜日訪問 時間不定期
2. 介護職員	早朝（早番）3名 6:45～15:45 日中（平常）1～2名 8:00～17:00 9:00～18:00 日中（遅番）3名 12:00～21:00 13:00～22:00 夜間（夜勤）2名 21:50～ 6:50
3. 看護職員	日中（平常）1名 9:00～18:00
4. 機能訓練指導員	日中（平常）1名（兼務） 9:00～18:00
5. 生活相談員	日中（平常）1名 9:00～18:00
6. 管理栄養士	日中（平常）1名 9:00～18:00
7. 介護支援専門員	日中（平常）1名（兼務） 介護員のシフトに準ずる

☆土曜日、日曜日、祝日、行事等により上記と異なる場合があります。

5. 施設サービスの概要と利用料金

当施設では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

料金については、**別紙 1 料金表**を参照

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第 4 条参照）

<サービスの概要>

① 入浴

- ・ ご契約者の状態に合わせた入浴を週 2 回以上行います。
寝たきりのご契約者でもリフト浴・機械浴槽を使用して入浴することができます。
入浴の種類は、ユニット毎の個浴・リフト浴があり、機械浴も一機設置してございます。

② 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した個別の援助を行います。

③ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の個別回復訓練又は少人数による個別訓練を実施します。

④ 健康管理

- ・ 医師や看護師が、健康管理と療養上の指導を行います。

⑤ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。
- ・ 毎食後、口腔ケアを実施し、口腔内の健康の維持に努めます。

(2) その他介護給付サービス加算

加算	加算条件
初期加算	利用者が新規に入居及び 1 ヶ月以上の入院後再び入居した場合、30 日間加算
安全対策体制加算	リスクマネジメントの強化対策として、外部の研修を受けた担当者を配置し、安全対策を実施する体制を整備し、入所時に 1 回のみ算定する
日常生活継続支援加算	看護職員の配置基準を上回っており、介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が一定以上あること。介護福祉機器を活用し夜間のケアの体制を強化している加算
看護体制加算	常勤の看護師が 1 名以上おり看護職員の数が常勤換算方法で、規定数より 1 以上で配置している加算
夜勤職員配置加算	夜勤を行う介護職員が見守り機器を設置し特定研修（喀痰吸引等）を修了した職員を配置している加算
入院・外泊時加算	利用者が入院及び外泊の場合、6 日を限度として加算（ただし、入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません）

栄養マネジメント強化加算	管理栄養士が、個別に利用者の栄養管理に関する計画を作成し、低栄養状態のリスクが高い入居者に対して栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施した場合に加算
経口移行加算	経管により食事を摂取する利用者が、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合（180日を限度）
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合
認知症専門ケア加算	認知症介護に関する専門的な研修を終了した職員を配置し、厚生労働大臣が定める認知症該当者に対して専門的なケアを行う場合に加算
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、認知症状、疾病等の状況を含む心身状況を厚生労働省へ提出し、必要に応じてサービス計画を見直している場合に加算
個別機能訓練加算	機能訓練指導員が、個別に利用者の機能訓練（リハビリ）に関する計画を作成した場合に加算
看取り介護加算	医師が看取り期にあると診断し、看取り介護計画に基づき実施し、施設または在宅で死亡した場合、45日を限度に加算
精神科医師定期療養加算	精神科を担当する医師による定期的な療養指導を月に2回以上行う場合に加算
生産性向上推進体制加算	ICTや介護ロボット活用による業務改善の継続的な取り組みを評価する加算

（３）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①食事の提供に要する費用（食材費及び調理費）

ご契約者に提供する食事の材料費及び調理にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費の金額（１日当たり）のご負担となります。

②居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費の金額（１日当たり）のご負担となります。

③特別な食事の提供に要する費用

④理髪・美容

[理髪サービス]（ご利用にあたっては、事前にお申し込みが必要です）

毎週火曜日、理容師の出張による理髪サービス（調髪等）をご利用いただけます。

[美容サービス]（ご利用にあたっては、事前にお申し込みが必要です）

毎月１回、美容師の出張による美容サービス（パーマ等）をご利用いただけます。

⑤貴重品の管理

原則として、貴重品の管理は行いません。ご契約者または代理人で行っていただきます。

ただし、健康保険証・後期高齢者医療保険証・障害手帳・介護保険証等は、お預かりいたします。郵便物につきましては、ご家族あて転送をいたします。

また、ご契約者の事情にて金銭のお預かりが必要な場合は、生活相談員までご相談ください。その場合は、別に定めた入居者所持金取扱要領にて管理サービス料をお支払い

いただきます。

⑥レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。お花見会、夏祭り、敬老会等当施設の計画により実施したものについては、原則として無料です。但し、ご契約者の申し出により実施した行事・クラブ活動については材料代等の実費をご負担いただきます。

⑥ 複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

費用の額等詳細については、別紙利用料金表のとおりです。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑨契約者の移送に係る費用

契約者の通院や入退院時の移送サービスを行います（原則として家族送迎が困難な場合とする）。ただし、協力医療機関への送迎サービス費用につきましては負担はありません。また、遠方の医療機関へ入院をご希望される場合は、交通費相当分を実費徴収いたします。

⑩緊急時の対応

契約者に緊急事態が発生した場合には、すみやかに適切な処置を講じます。

⑪非常災害時

別に定める消防・防災計画により、非常災害時のご契約者の安全確保に万全を期します。

⑫事故発生時

ご契約者に事故発生した場合には、関係自治体に報告と同時に適切な処置をとります。

また、事故原因を究明し、再発防止に努めます。

(4)利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（１）、（２）、（３）の料金・費用は、１か月ごとに計算しご請求しますので、翌月 27 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

① 口座振替 （利用月毎に月末締めで、翌月 27 日に口座振替します。）

② 施設指定口座への振り込みによる支払い

振込先銀行口座・名義：仙台銀行 松陵支店 2 2 3 普通口座 0 0 0 0 7 6 8

社会福祉法人 仙台白百合会

特別養護老人ホーム 梅が丘 館長 菅原 信

※振込み手数料は、契約者のご負担とさせていただきます。

- ③ 特別養護老人ホーム百合ヶ丘苑窓口で現金にて支払い
(9:00～17:00までの時間内をお願いいたします。)

(5) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません)。

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人徳州会 仙台徳州会病院
所在地	仙台市泉区高玉町9-8
診療科	内科・外科・整形外科・皮膚科・他

医療機関の名称	一般財団法人やまとコミュニティホスピタル 光ヶ丘スペルマン病院
所在地	仙台市宮城野区東仙台6-7-1
診療科	内科・リウマチ内科・緩和ケア内科・皮膚科・他

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	一般社団法人仙台歯科医師会在宅訪問・障害者・休日夜間歯科診療所
所在地	仙台市若林区荒井6-12-4

6. 施設を退居していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、契約者に退居していただくことになります。

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援又は要介護1、2と判定された場合(保険者から特例入居の該当と認められた場合は除く)
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 契約者から退居の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑥ 事業者から退居の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) 契約者からの退居の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第15条、第16条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退居を申し出ることができます。そ

の場合には、退居を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める地域密着型介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の入居者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）（契約書第17条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ 契約者が介護老人保健施設に入居した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

* 契約者が病院等に入院された場合の対応について *（契約書第19条参照）

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

- ・ 3ヶ月以内に退院すれば、退院後も再びホームに入居できるものとします。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所の居室を一時的にご利用いただく場合があります。

(3) 円滑な退居のための援助（契約書第18条参照）

契約者が当施設を退居する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の置かれている状況等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を契約者に行います。

7. 残置物引取人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入居契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。(契約書第21条参照)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担頂きます。

令和 年 月 日

地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム 梅が丘

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、地域密着型介護福祉施設サービス提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

署名代理人住所

氏名

印

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階

(2) 建物の延べ床面積 2145.74㎡ (短期部分も含む)

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護 梅が丘] 平成25年7月1日指定 仙台市 0495500233号 定員10名

当法人では、次の事業を併設して実施しています

[介護老人福祉施設 百合ヶ丘苑]

平成16年3月1日指定 宮城県 0475500773号 定員50名

[短期入所生活介護 百合ヶ丘苑]

平成16年3月1日指定 宮城県 0475500773号 定員20名

[通所介護 百合ヶ丘デイサービスセンター]

平成16年3月1日指定 宮城県 0475500773号 定員25名

[居宅介護支援事業]

平成15年12月1日指定 宮城県 0475500724号

[軽費老人ホーム (ケアハウス) それいゆ]

平成16年3月1日事業開始 定員50名

[認知症対応型共同生活介護 さちの家]

平成16年3月1日指定 宮城県 0475500765号 定員9名

(4) 施設の周辺環境＊

閑静な住宅街の高台に位置し、西に蔵王連峰、泉ヶ岳を一望できる見晴らしの良い地域環境です。

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員…

契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員…

契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活相談員を配置しています。

看護職員…

主に契約者の健康管理や療養上のお世話を行います
日常生活上の介護、介助等も行います。
1名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…

契約者の日常生活機能訓練を担当します。
1名の機能訓練指導員を配置しています。

計画担当介護支援専門員…

契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
2名の計画担当介護支援専門員を配置しています。

医師…

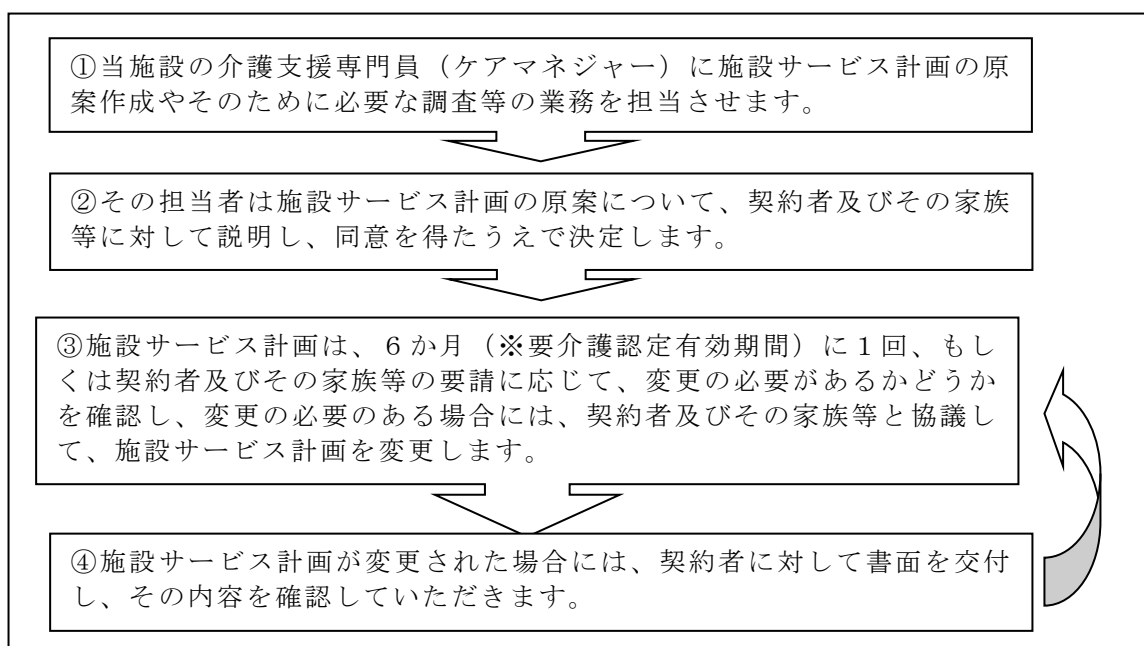
契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の嘱託医師を配置しています。

管理栄養士 …	食事サービス全般に関わることを担当します。
清掃職員 …	施設の清掃業務を担当します。
運転職員 …	入院・退院・外出等で送迎が必要な場合に送迎サービスをいたします。
管理者 …	施設の管理者になります。
事務員 …	施設全般の庶務・経理・利用料の徴収事務等を行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第3条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、契約者から聴取、確認します。
- ③ 契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ 契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ 契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得

ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た、契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）

ただし、契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者の心身等の情報を提供します。

また、契約者の円滑な退居のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている入居者様の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）持ち込みについて

入居にあたり、契約者が自宅等で慣れ親しんだ家具・植物等の持ち込みは可能です。ただし動物等の持ち込みはご遠慮ください。

（２）訪問について

来訪時間 9：00～18：00、来訪時は来訪名簿にお名前の記入をお願いします。

（３）外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

（４）食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5（３）①に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

食事の時間は基本的に以下のとおりとなります。

朝食 8：00 ～ 9：00

昼食 12：00 ～ 13：00

夕食 18：00 ～ 19：00

ただし、体調や食習慣などで上記以外の時間をご希望される場合、個別に対応することができます。

また、食事の場所は基本的にお過ごしいただいているユニットの食堂となりますが、ご希望に応じ自室やウッドデッキなどでも可能です。

選択食を月2回実施していますが、その他ご本人の希望により食材やメニューを随時変更して提供します。

（５）施設・設備の使用上の注意、禁止行為（契約書第10条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、

契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入居者様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

○当施設の職員や他の入居者様に対し、暴言、暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為、および、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、ケアハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為を禁じます。またサービス利用中にご契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載することを禁じます。

（６）喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了日の 2 日前までに契約者からの契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 14 条参照）

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ 事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は辞退した場合
- ⑥ 契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）

事業者からの契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。）

（１） 契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 15 条、16 条）

契約の有効期間であっても、契約者からの申し出により利用契約を解約することができます。

その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前（＊最大 7 日）までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 契約者が入院された場合
- ③ 契約者の〔居宅サービス計画（ケアプラン）〕が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める地域密着型介護老人福祉サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の入居者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２） 事業者からの契約解除の申し出（契約書１７条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による、サービス利用料金の支払いが３か月以上（＊最低３ヶ月遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３） 契約の終了に伴う援助（契約書第１８条参照）

契約が終了する場合には、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。